

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

26年1月22日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）大津市真野複合商業施設 大津市真野五丁目1780-1外5筆
- 2 意見の概要 大津市からの意見
 - (1) 災害時において、駐車場を地域避難場所として使用することなど、地域からの協力要請があった場合については、十分に配慮いただきたい。
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針の定めるところにより、地域の住民等の理解が十分に得られるよう努めるとともに、防犯の観点に十分留意し、それぞれの各種団体との積極的な連携、協力を願いたい。
 - (3) 青少年の健全育成の見地から、具体的な防犯対策を講じること。また、地域住民や関係団体が行う青少年の健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力されたい。
 - (4) 開店当初およびセール等の時期は、一時的に駐車場の混雑が予想されることから、県道高島大津線の混雑解消のため、警備員の配置を検討願いたい。
 - (5) 当該施設は、県道高島大津線に面しており、レジャーシーズンや土日を中心に渋滞が生じている区間でもある。来店および帰宅ルートともこの県道を使わざるを得ないことから、学区自治連合会および地元自治会からも、混雑時の店舗に出入りする際の事故防止のための車両誘導員の設置等が必要との意見も聞いている。ついては、届出書添付書類の内容6を遵守されるとともに、周辺住民の生活環境に大きな影響を与えないよう適時適切な対応を願いたい。
 - (6) 造成工事等に伴う騒音、振動および粉じんの発生防止ならびに汚濁水の流出防止対策を講じること。
 - (7) 騒音規制法、振動規制法および大津市生活環境の保全と増進に関する条例に規定する特定建設作業を行う場合は、作業実施日の7日前までに特定建設作業実施届出書を提出すること。
 - (8) 土壌汚染の未然防止の観点から、造成に用いる土砂は、有害物質等による汚染のない良質土を用いること。
 - (9) 大津市生活環境の保全と増進に関する条例施行規則第20条に規定する生活環境影響事業に該当する場合は、同規則第21条の規定に基づき事前協議を実施しなければならないため、事前に環境政策課と協議すること。
 - (10) 排出されるごみについては、事業系廃棄物ゆえ廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条に基づき自己処理（大津市の許可業者への委託も含む）等するとともに、家庭系ごみの集積所への排出は厳に慎むこと。特に同法第2条に規定する廃棄物については、安全かつ適正に処理すること。
 - (11) ごみの減量化、再資源化に努めること。
 - (12) 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第31条に基づく保管庫を設置すること。また、新設ごみ集積所に隣接する土地所有者に土地利用計画を十分に説明し、理解を得ること。
 - (13) 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則第15条の保管基準を遵守すること。
 - (14) 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻、がれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。
 - (15) 景観法に基づく届出については、大津市景観形成に関する指導要綱に規定する事前協議書を提出し、終了通知を受けた後に届出を行うこと。
 - (16) 当該地で広告物を掲出する際には、掲出する広告物の種類や大きさ、内容などによって許可が必要となるため、事前に当課と協議を行い、必要であれば許可を得ること。
 - (17) 駐車場を有料化する場合には、駐車場法に基づく届出について当課と協議すること。
 - (18) 「大津市開発事業の手続及び基準に関する条例」および「大津市開発許可制度に関する基準」を遵守すること。
 - (19) 駐車場の出入口付近には、視認性向上のため、視界をささげる構造物や密な植栽は設置しないこと。また、県道の通行車両や歩行者への安全対策として、出庫を知らせる回転灯やブザーの設置を検討すること。
 - (20) 駐車場の混雑等による影響で県道が渋滞しないよう、混雑時には駐車場誘導員の配置等を検討すること。
 - (21) 当該申請地付近の道路は、真野小学校および真野中学校の校区に該当するので、工事等の際には、児童・生徒の登下校時における工事用車両等の通行について、交通誘導員を配置するなどの十分な安全対策を図られたい。また、該当校へ事前に説明を願いたい。なお、開発事業に伴い発生した問題は、事業者において解決すること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

滋賀県総合政策部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 - 1

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 - 1

大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町 3 - 1

(2) 縦覧期間 平成 26 年 1 月 22 日から平成 26 年 2 月 24 日まで